

3月議会にて2度目の一般質問を実施しました！

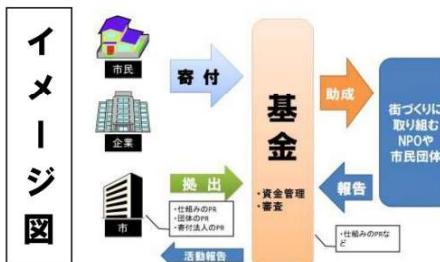


(1)新しい公共にむけて

～NPOや市民団体の支援体制について～

「新しい公共」という言葉が浸透してきました。公共サービスを、役所だけでなくNPOなどに任せられるものは任せ、より市民目線で行っていこうという考え方です。国としても、市民公益税制の中で、「新しい公共」の担い手を支える環境を税制から支援してゆく考えを示しています。しかし、実際は、そのような団体の運営は厳しい状況です。いかに良い取組みであっても、資金が枯渇し休止という話もよく耳にします。

新しい公共の恩恵を一番受ける地方自治体が支援体制を整えなければいけません。加古川市としても、その必要性があると感じ、質問を致しました。



具体的には、「現在、加古川市において、市民活動バックアップ補助金があるが、補助金額や規制の面で十分な効果が出ていない。より効果的な取り組み、基金を設立し、市だけでなく市民や企業からも資金提供を受け、より手厚い支援ができる仕組みを提案するが、どうか」と質問しました。(下のイメージ図をご参照下さい)

それに対する答弁としては、下記のようなものでした。「NPOなどとの協力は重要だと考えている。現在、市民活動バックアップ補助金の要綱の見直しを考えている。限度額の増や補助金の上乗せをし、紹介への中心的な制度としていきたい。財源は、福祉コミュニティ基金から充當しているが、財政的な面も含めて、基金の仕組みは研究し、検討していきたい」



私としては、支援体制はまだまだ不十分だと感じます。NPOを育成し、サービスを任せることで、行政サービスのスマート化・効率化を行い、

職員が他のサービス向上に注力していくべき、より市民が住みよく満足度の高い町になると思います。このアイディアは、より研究して深化させ、実現に向けて更なる努力をして参ります。

(2)子育て世代の誘致について

～新婚手当の創設～

少子高齢化が進行しています。加古川市でも昨年の国勢調査においては人口が減少する結果となりました。

(未回答の世帯もあろうかと思います)

人口のボリュームは地域社会に大きな影響を与えます。特に若い世代・生産年齢人口は地域経済や市の税収に直結してゆきます。「国が少子化だから仕方ない」ではなく、増やしていくべきという観点が必要です。のために加古川市独自でできることは行っていくべきです。今回は新婚世帯をターゲットとし、どのような世帯を加古川に呼び込めるような「新婚手当」という仕組みができないかと考え、質問致しました。

答弁は以下の通りでした。

「子育て世代については、現在ある支援はもとより、待機児童の解消など総合的に考えていきたい。新婚手当については、実施している大阪市では、その後に継続して住んでいる世帯は6割程度であり、繋がっていない点もあるので、現在は考えていない。」

(3)旧県立加古川病院跡地について

加古川町栗津にある旧県立加古川病院の跡地 12,150 m²については、県主体で、「医療機関の設置」などを条件にプロポーザル方式(提案型)で募集を行い、一度は山陽マルナカさんに決定ましたが、撤退を発表され、結局1年半以上に渡って放置されました。

地元住民も一刻も早い跡地利用を望んでおりますが、市や県から何のニュースもないことに不安を感じています。私も近隣に住んでいることもあります。対応に疑問を感じていたので質問を致しました。

現在の県病跡地



具体的には、「山陽マルナカさん撤退理由を県からどのように聞いているか、加古川市としてはどう分析しているのか」また、「今後の加古川市としての対応は?」と質問しました。

答弁は、「医療施設の誘致の困難さや、想定を上回る病院施設の解体費用が大きな原因と聞いています。詳しい経過は発表されておらず個別の分析はできないが、経済情勢も影響していると考えている。」「加古川市としては、井地城医療や防犯の観点からも、県に早期の解決を求めていきたい」とのことでした。

県の管轄とはいって、加古川市にあるものですから、市が主体的に声を出すようにしなければいけません。質問後に、新たな募集要項も県から発表されました。地域の方が安心して過ごせるよう、この問題は注視して参ります。(右上部に抜粋あり。ご参照下さい)

旧県立加古川病院跡地利用事業者の公募について

【施設の内容】

- ①事業計画には、医療提供を行う計画を含めること。
- ②事業開始後 10 年間は用途を変更してはならない

【跡地利用業者の責務】

現有施設の解体・撤去及びその他必要な工事については、跡地利用事業者負担で行うこと。

【最低売却価格】

457,980,000 円 (37,690 円/m²)

【スケジュール】

平成 23 年 6 月下旬・・・提案審査、売却先選定
平成 23 年 9 月下旬・・・土地売買契約締結

(県の記者発表資料より抜粋)

(4)地上デジタル放送への対応について

本年 7 月 24 日より、地上デジタル放送がスタートします。地上デジタル放送は、都市型電波障害も起こりにくい特性がありますが、加古川市において障害が起こる可能性がある地域はあるのか、また公共施設が原因で支障が出る地域があるのかどうか質問致しました。

答弁としては、「これまで説明会も行ってきており、今のところ障害が出る地域は少ないと考えている。出た場合はデジサポ兵庫が戸別訪問の上対応している。また経済的に対応が難しい世帯には、総務省の対応策として簡易チューナーを配布している。」「公共施設が原因となるものは基本的にはないが、市で測定し、区域内の市民にパンフレットを配布、対応をお願いしている」というものでした。

市政報告の郵送ご希望の方へ

この市政報告は、基本的にポスティングと駅前等での配布となっております。郵送をご希望されます方は、ご遠慮なく下記までご連絡下さい。次回より、郵送でお送り致します。(お名前とご住所を明記下さいますよう、お願い致します)

中村 亮太

TEL : 079-427-9308 (会派控室)

079-425-3811 /FAX : 050-3156-1255

E-MAIL : info@ryotanakamura.com